

奈情審第20号
平成30年3月29日

奈良市長 仲川元庸様

奈良市情報公開審査会
会長 佐野 隆

行政文書開示請求不開示決定処分に対する審査請求について（答申）

平成30年1月15日付け奈総総第211号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第29-2号】

奈良市長が行った平成29年9月19日付け奈環まち第3号行政文書不存在決定
通知書による不開示決定処分（処分庁 環境部まち美化推進課）に対する審査請求
について

(別紙)

答申：行文第 38 号

諮問：行文第 29-2 号

答 申

第 1 審査会の結論

奈良市長が、平成 29 年 9 月 19 日付けで行った奈環まち第 3 号行政文書不
存在決定通知書による不開示決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号）第 5
条第 1 項の規定に基づいて、平成 29 年 9 月 5 日付けで、奈良市長（以下「処
分庁」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」とい
う。）を行った。

(1) まち美と総務部参事とのチェックシートの作成過程に係るもの（以下「文
書 1」という。）

(2) まち美電話受けつけ係を非正規職に変える際の文書。現業→非現業に変更
する際に労働組合との協議について（以下「文書 2」という。）

2 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に対し、平成 29 年 9 月 19 日付けで、「開示を求め
ている文書 1 及び文書 2 に係る作業自体をしていない為、保有していません。」
との理由で不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知
した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 11 月 14 日付けで、行政不服審査法（平成 26
年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、奈良市長（以下「審査庁」という。）
に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）
を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、文書 1 及び文書 2 の全部の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。なお、審査請求人は、審査庁に対して反論書の提出及び当審査会に対して口頭による意見陳述の申出はしなかった。

- (1) 文書1については、平成29年6月12日に行った審査請求人と実施機関の職員との話し合いにおいて、総務部参事と相談して作ったとの回答があったため、存在するはずである。
- (2) 文書2については、まち美化推進課の電話受付係は非正規職員であり、労働組合の同意なく一方的に現業の職員を非現業の職員とすることは不当労働行為であり、協議がなかったとは考えられない。
- (3) 文書1及び文書2のいずれも「作業自体していない」という理由は、事実ではない。

第4 処分庁の説明の要旨

処分庁による弁明書及び当審査会での処分庁の口頭による説明を要約すると、本件処分の不開示理由はおおむね次のとおりである。

1 文書1について

嘱託職員を任用期間満了後に再任用するか否かの判断を行うに当たり、有期労働契約の更新等に関する（労働）契約法上の規定は任用関係にある公務員には適用されないものの、その他の法律上の問題の有無について総務部参事に相談したことはあるが、当該チェックシートの作成に係る具体的項目等の内容に関して、相談・質問を行ったことはない。

したがって、チェックシートの作成過程において総務部参事が関与した文書は存在しない。

2 文書2について

電話受付業務については、かつて現業職員がその補助をしていたことはあるが、元来その職務は、事務職のものであって同業務に従事する者の職種変更がなされた事実はなく、したがって労働組合と協議した文書も存在しない。

- 3 以上のとおり、文書1及び文書2は存在せず、したがって本件審査請求は棄却されるべきものである。

第5 参考人の意見陳述要旨

当審査会は、審査のため必要と認め、総務部参事に意見陳述のため審査会への出席を求めた。総務部参事の意見を要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁からチェックシートに係る相談があったのは平成29年3月16日

のことであったが、この日は別の用件で相談を受けており、その用件のついでにチェックシートに係る相談があった。

チェックシートに係る相談内容については、職員の職務遂行能力を判断する方法について見解を求められ、一般的にはチェックシートを作成して確認する方法があると回答したものであり、チェックシートの作成について、その内容などに関する具体的な指示や助言は一切していない。また、相談があった時は具体的な事案の内容や個々の職員の問題などについては何ら聞かされていなかった。

- (2) 審査請求人が「平成29年6月12日の処分庁等との話し合いの際に、総務部参事と相談して作った」と聞かされたという主張について、参考人はその場で審査請求人に「処分庁にチェックシートを作成してみてもどうかと助言しただけで、チェックシート作成の具体的な中身に関する相談はなかった」とはっきり答えた。
- (3) 以上のことから、審査請求人が開示を求めている文書1は存在しない。

第6 審査会の判断

審査請求人は、本件審査請求において、文書1及び文書2の開示を求めるものであるが、処分庁は、そのいずれも保有していないとして本件処分を行った。これに対し審査請求人は、処分庁は文書1及び文書2を保有しているはずであるとして本件処分の取消しを求めていることから、その保有の有無について検討する。

1 本件開示請求に係る行政文書の保有の有無について

(1) 文書1について

ア 処分庁は、弁明書の3(1)(第4の1)において、次のとおり説明する。

嘱託職員を任用期間満了後に再任用するか否かの判断を行うに当たり、法律上の問題の有無について総務部参事に相談はしたが、当該チェックシートの作成に係る具体的項目等の内容に関して、相談・質問を行ったことはないため、総務部参事が関与したチェックシートの作成過程に係る文書は存在しない。

イ また、当審査会が処分庁に聞き取りを行い、及び意見書の提出を求めたところ、処分庁は次のように説明した。

平成29年3月16日に処分庁が総務部参事に相談したことについては、一般的に職員の職務遂行能力を判断するための方法について見解を求めただけである。それに対する総務部参事の回答は、チェックシートを作成して確認する方法があるというものであった。この回答を受け、処分庁では

電話受付業務に係る職務遂行能力として必要な項目を挙げてチェックシートを作成したのであり、チェックシートの作成に当って具体的な項目や内容を総務部参事に相談していない。

ウ 第5の参考人の意見陳述の内容と以上のような処分庁の説明を踏まえると、文書1が存在しないことについて不自然、不合理な点は認められず、またこの他に文書1の存在をうかがわせるような事情は認められない。

(2) 文書2について

ア 処分庁は、弁明書の3(2)(第4の2)において、次のとおり説明する。

電話受付業務については、かつて現業職員がその補助をしていたことはあるが、元来その職務は、事務職のものであって同業務に従事する者の職種変更がなされた事実はなく、したがって労働組合と協議した文書も存在しない。

イ 当審査会が処分庁に聞き取りを行い、及び意見書の提出を求めたところ、処分庁は次のように説明した。

処分庁における電話受付係のオペレーター業務は、パソコンを操作して文書を作成する必要があることから非現業職員が行うべき業務と解しており、平成21年11月に電話受付システム及びオペレーターが導入された当初から、その職務体制を変更したことはない。したがって、オペレーター業務を非現業職員が行う業務に変更するための文書は存在せず、当然労働組合と協議した文書も存在しない。

また、平成21年11月に電話受付システムを導入する際、事務系の正規職員の増員が認められなかったため、当初から非正規職員である臨時職員が従事してきた。このため、オペレーターを正規職員から非正規職員に変更したことはなく、当然そのことについての文書は存在しない。

なお、オペレーターの採用は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第1号の規定により職員以外の者を職員の職に任命することであり、これは同法第55条第3項に規定する組合協議及び団体交渉の対象とはならない任用行為である。したがって、非正規職員である臨時職員をオペレーター業務に充てることについて、組合と協議した文書は存在しない。

ウ 以上の主張を踏まえて当審査会で調査したところ、平成21年11月に電話受付業務が処分庁の所掌事務となってから現在までの間、処分庁における電話受付業務に従事する者は、一貫して非正規職員である臨時職員の非現業職員であり、その体制に変更は認められなかった。このことと処分庁がイで説明した内容に照らすと、文書2が存在しないことについて不自

然、不合理な点は認められず、またこの他に文書2の存在をうかがわせるような事情は認められない。

(3) 以上のことから、文書1及び文書2の不存在を理由とする本件処分は、妥当である。

2 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成30年 1月15日	審査庁から諮問を受けた。
平成30年 2月 5日	平成29年度第1回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 処分庁から口頭による説明を受けた。 3 事案の審議を行った。
平成30年 3月 1日	平成29年度第2回審査会 1 参考人の陳述聴取を行った。 2 事案の審議を行った。 3 答申のとりまとめ作業を行った。
平成30年 3月29日	平成29年度第3回審査会 1 事案の審議を行った。 2 答申の最終確定を行った。
平成30年 3月29日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
杵崎 のり子	奈良学園大学教授	
佐野 隆	帝塚山大学教授	会 長
藤次 芳枝	弁護士	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	
浜口 廣久	弁護士	